

2012年4月9日

改めて水俣病救済申請期限の撤回を求める

全国保険医団体連合会
公害環境対策部長 野本 哲夫

「不知火海沿岸住民健康調査実行委員会」は4月4日、記者会見し、水俣病の汚染の実態を明らかにし、すべての被害者救済実現のため、6月24日に一斉健診を行うと発表した。熊本県水俣市、同天草市、鹿児島県出水市の不知火海沿岸住民が対象で、1,500人規模の健診を予定、水俣市芦北郡医師会などの協力も得てスタッフ750人体制で取り組む。

報道によれば、不知火患者会のこうした対応について、横光克彦環境副大臣は4月8日、「申請期限が来た後は慎んでもらいたい。いつまでも掘り起こしが続くと、他の団体に迷惑」と発言し、事実上、一斉健診の中止を要求した。

横光副大臣の発言は、水俣病の患者団体が強く求めている7月末の申請期限の延長、撤回を拒否するとともに、期限後は健診等による患者掘り起こしは意味がないともとれる発言であり、強く抗議する。

2月には、水俣病申請を熊本県が放置し21年後に棄却したのは違法として、県に棄却処分の取り消しと認定を求めた訴訟で、福岡高裁は本来認定されるべき申請者が除外されていた可能性にも言及、請求を全面的に認めた。こうした司法判断等をふまえれば、被害者救済の手立てを閉ざすべきではない。

特措法による救済措置については、未だ潜在被害者への周知が徹底されているとはいえず、7月末の申請期限の撤回を改めて求める。